

お客さま各位

郡山信用金庫

法人インターネットバンキングサービスの不正利用による被害補償について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当金庫法人インターネットバンキングサービス（法人IB）に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫の「法人インターネットバンキングサービス」を安心してご利用していただくため、当金庫の法人インターネットバンキングサービスのご利用により不正な預金払戻しにあわれた場合の被害補償基準を下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となるお客さま

当金庫のインターネットバンキングサービスをご契約のお客さま

2. 補償の内容

当金庫のインターネットバンキングサービスのご利用により、預金等の払戻しの被害にあわれた場合には、ご契約者様あたり年間1,000万円を限度に被害を補償いたします。なお、ID・パスワード等の管理に問題があった場合や電子証明書の未導入等当金庫の推奨するセキュリティ対策を十分にとっていない場合等、内容によっては被害補償の対象外や補償額の減額をさせていただきますのでご了承ください。

3. 被害補償の対象外または減額となる場合

- ①当金庫の推奨するセキュリティ対策を実施していない場合。
- ②インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合。
- ③パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用している場合。
- ④インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していなかった場合。
- ⑤正当な理由なく、あるいは安易に他人にID・パスワード等を回答してしまった場合。
- ⑥お客さまの社内、ご家族、または使用人の自らの行為もしくは加担したことが判明した場合。
- ⑦不正送金が発覚した日の翌日から30日以内に当金庫に届出がなかった場合。
- ⑧警察に被害届をご提出していない場合。
- ⑨当金庫による調査および警察による捜査への協力がいただけない場合。
- ⑩その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合。

4. 当金庫の推奨するセキュリティ対策

- ①電子証明書をご利用ください。
- ②インターネットバンキング専用のウイルスに対応したセキュリティソフト「ラポート」をご利用ください。
- ③基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新して利用してください。また、メーカーのサポート期限が終了しているものは使用しないでください。
- ④パスワードは定期的に変更してください。
- ⑤お振込限度額は必要最低限に設定してください。
- ⑥ウイルス感染を防ぐため、心当たりのない電子メールや添付ファイルは絶対開かないでください。
- ⑦不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴がないか定期的に確認してください。

お客様には大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

問い合わせ先 情報システム課 Tel.024-932-2229 担当 齋藤・桑原・根本